

日進市開発等事業に関する手続条例に基づく 「小規模開発等事業」の手続の流れ

小規模開発等事業とは①戸建て住宅の建築②2戸の集合住宅の建築③小規模な特定用途建築物(居住目的以外の延べ面積が100平方メートル以下のもの)の建築④区域面積500㎡未満の宅地開発のことです。

【手続にはおおむね1～2週間かかります】

